

医療費控除

POINT

- ①医療費控除は、納税者本人または一定の親族が年間一定額以上の医療費を支払った場合に適用を受けることができます。
- ②セルフメディケーション税制は、スイッチOTC医薬品の購入をした場合に適用できる医療費控除の特例措置です。
- ③①従来の医療費控除と②セルフメディケーション税制は併用適用できません。

1 医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費は下表のとおりで、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

医療費控除の主な対象		医療費控除の対象外
①	医師・歯科医師による診療費または治療費	健康診断の費用（健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けた場合等は、医療費控除の対象）、医師等に対する謝礼
②	治療または療養に必要な医薬品の購入費用	ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金
③	病院、診療所、助産所などへ収容されるための人的サービスの費用	
④	通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、医療用器具等の購入代・賃借料	自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等
⑤	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師による治療を受けるための施術費	疲れを癒す等、治療に直接関係ないものの対価
⑥	保健師、看護師等による療養上の世話を受けるための費用	所定料金以外の心付けや家族・親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目で支払った金銭
⑦	助産師による分べんの介助料	
⑧	介護福祉士による喀痰吸引等に係る費用	
⑨	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション等の居宅サービス	
⑩	医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代（「おむつ使用証明書」が必要）	

2 医療費控除の対象となる親族の範囲

- ①本人
- ②生計を一にする配偶者その他の親族(配偶者・親族の所得金額に制限はありません)

医療費控除の対象となる親族の範囲は、本人だけでなく、本人と生計を一にする親族も含まれます。なお、**4**セルフメディケーション税制の適用の対象も同様の取り扱いとなります。

(例1)共働き夫婦の夫が妻の医療費を支払った場合、夫婦が同居しているならば、夫は、その妻の医療費を含めて医療費控除の適用を受けることができます。

(例2)子どもと同居している場合だけでなく、別居している大学生の子どもに生活費を仕送りしている場合も、親は子どもの医療費を含めて医療費控除の適用を受けることができます。

(例3)生計が一であることが要件であるため、子どもの合計所得金額が48万円を超えていて、扶養控除の対象とならない場合であっても、親が支払った子どもの医療費は控除の対象となります。

3 医療費控除額の計算

医療費控除として控除することができる金額は、その年に実際に支払った医療費(保険金などで補填される金額を除きます)から10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額を控除した残額となります。ただし、控除額は年間200万円が限度です。

医療費控除額の計算

$$\begin{array}{ccc}
 \text{その年中に支払った} & - & \text{保険金などで} \\
 \text{医療費の総額} & & \text{補填される金額} \\
 \\
 & = & \boxed{\text{A}}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{10万円と総所得金額等 \times 5\% のいずれか少ない金額} & = & \boxed{\text{B}}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{\text{A}} & - & \boxed{\text{B}} \\
 & = & \boxed{\text{医療費控除額 (最高200万円)}}
 \end{array}$$

4 セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

①制度の内容

セルフメディケーション税制は、2017年1月1日から2026年12月31日までの間に健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組を行う個人を対象として、医療用から転用された一定の医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入費のうち一定額を所得から控除する制度です。

②健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組

特例の控除を受ける納税者本人が、特例の適用を受けようとする年分において、下記のいずれか1つの取組を行うことが必要です。

- ・保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施する健康診査（人間ドック、各種健（検）診等）
- ・市区町村が健康増進事業として行う健康診査（生活保護受給者等を対象とする健診査）
- ・予防接種（定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種）
- ・勤務先で実施する定期健康診断（事業主検診）
- ・特定健康診査（いわゆるメタボ検診）又は特定保健指導
- ・市区町村が健康増進事業として実施するがん検診

※申請者が任意（全額自己負担）で受けた健康診査や、市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

③スイッチOTC医薬品の範囲

要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品で一定のものをいい、対象商品のパッケージには、以下の共通識別マークが表示されています。また、レシートにも対象商品が分かるように表示されます。

【共通識別マーク】

セルフメディケーション

税 控除 対象

④セルフメディケーション税制の控除額の計算

セルフメディケーション税制で所得から控除することのできる金額は、その年に実際に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費（最高10万円とし、保険金などで補填される金額を除きます）から1万2千円を控除した残額となります。

$$\boxed{\text{その年中に支払った}} - \boxed{\text{保険金などで}} = \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{\text{購入費の総額}} \quad \boxed{\text{補填される金額}} \quad \boxed{(最高10万円)} \quad \boxed{(最高8万8千円)}$$

5 住民税における医療費控除額の適用

所得税の確定申告において医療費控除の適用を受けた人は、翌年分の住民税については、特に手続きを行うことなく医療費控除の適用を受けることができます。従来の医療費控除もセルフメディケーション税制も控除額の計算は所得税と同様です。

6 選択適用

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれかを選択して適用するため、併用はできません。

7 添付書類

従来の医療費控除の適用を受けるためには、確定申告書に、医療費控除の明細書の添付が必要です。

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、確定申告書にセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。令和2年分までの確定申告では、これに加えて、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が求められます。一定の取組を行ったことを明らかにする書類の例としては、インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証、職場で受けた定期健康診断の結果通知表などがあります。

添付書類の詳細は所轄の税務署等にご確認ください。